

学校基本調査とは

調査の目的

統計法に基づく指定統計第13号として、昭和23年以来毎年文部科学省所管のもと施している学校に関する調査

調査の対象

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園(学校教育法第1条)、専修学校(同法第82条の2)及び各種学校(同法第83条)

調査期日

平成17年5月1日現在

(卒業後の状況調査は、平成16年度間卒業者について平成17年5月1日現在)

調査方法

自計申告

主な調査項目

・ 学校調査

学校名、種類及び所在地、学級数、学科数、在学者数、教員数、職員数等

・ 卒業後の状況調査

卒業者数、卒業者の進学及び就職等の状況